

## 認定事業再編計画の内容の公表

### 1. 認定した年月日

令和4年3月30日

### 2. 認定事業再編事業者名

セントライ青果株式会社

株式会社浜中設立準備会社（社名変更予定、新浜中）

株式会社浜松ベジタブル設立準備会社（社名変更予定、新浜松ベジ）

### 3. 認定事業再編計画の目標

#### (1) 事業再編に係る事業の目標

卸売市場は、生産者に対して確実に安定的な販路の提供ほか、生産者の所得の安定のため売買された物品の販売代金を速やかに確実に支払う機能（代金決済）、生産者に小売店など販売先から得た需要の情報を伝える機能（情報受発信）の発揮により生産者の経営安定化を通じて国内農業の発展に貢献してきた。

近年、我が国の青果流通は、消費者ニーズの変化と流通構造の変化を通じて、大きく変貌を遂げてきている。産地直送やネットを通じた小売業者や消費者への直接販売等、いわゆる市場外流通が増加傾向にあり卸売市場を担う卸売会社は厳しい経営環境にあるが、引続き卸売市場がその機能を発揮し国内農業の健全な発展に貢献するため卸売会社には経営基盤の強化が求められている。

セントライ青果株式会社（以下、「セントライ青果」という。）は、名古屋市中央卸売市場北部市場及び本場で青果流通を主な業務とする卸売会社であり、愛知県を中核として全国の産地から青果の集荷・販売を行うほか、子会社の株式会社セントラルフーズ（以下、「セントラルフーズ」という。）で青果物の加工を行う。

株式会社浜中は、浜松市中央卸売市場で青果流通を主な業務とする卸売会社であり、浜松市を中核として地域の産地から青果の集荷・販売を行うほか、関係会社の株式会社浜松ベジタブルと浜松ベジタブル加工協同組合で青果物の加工を行う。

今般、セントライ青果が、組織再編により株式会社浜中の事業を承継する株式会社浜中設立準備会社（令和4年4月1日に株式会社浜中に商号変更予定、以下「新浜中」という。）の全株式を取得し、新浜中が株式会社浜松ベジタブルと浜松ベジタブル加工協同組合の事業を承継する株式会社浜松ベジタブル設立準備会社（令和4年4月1日に株式会社浜松ベジタブルに商号変更予定、以下「新浜ベジ」という。）の全株式を取得することで、新浜中及び新浜ベジをセントライ青果のグループ会社化し、物流体制を強化するとともに新浜中及び新浜ベジの経営基盤の強化を図る。

#### (2) 農産物流通等の合理化に関する数値目標、生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

##### ① 農産物流通等の合理化に関する目標

事業再編を機に、農産物流通の合理化による取扱高、売上高の増加により農産物の仕入拡大、卸売業者の経営基盤強化による卸売市場の機能の更なる発揮を通じて、農業経営の安定・発展に貢献する。

セントライ青果と新浜中は、両者が持つ全国の生産者や小売店・量販店等の情報、物流・販売ノウハウを共有することによる集荷力・販売力の向上を図る。特に、新浜中は、地盤である静岡県西部で生産される農産物をセントライ青果グループの豊富な販路に乗せることが可能になるほか、必要に応じ場外転送も相互に増加させることで農産物の取扱額を令和2年度 120 億円から令和6年度には 150 億円にまで増加（うち国産比率は 85%（令和2年度）から 90%（令和6年度）まで増加）させる。

また、両社が持つ良質な国産農産物の品質や生産者の努力や創意工夫を共有。消費地に向けた情

報発信という卸売市場の機能の更なる発揮により国産農産物の需要拡大を通じて生産者の売上拡大を図るとともに、需給調整機能の発揮による農産物価格の安定化を通じて生産者の経営安定に寄与していく。

新浜ベジは青果物の加工を行うセントラルフーズと共同仕入、分業体制の構築による製造原価及び一般管理費の低減を図るほか、人員交流を通じてノウハウ共有や加工機能の専門人材育成等による労働生産性の向上や新商品の共同開発、セントライ青果グループの販路活用による業務用の青果物卸売やカット野菜の販売増加させることで、売上高を令和2年度 35 億円から令和6年度には 40 億円まで増加させ、原材料である国産農産物の調達量増加（令和2年度 11,502 トンから令和6年度 13,145 トンまで増加）を通じて生産者の売上拡大に寄与していく。

## ②生産性の向上に関する目標

生産性の向上に関しては、令和6年度（R7/3期）には令和2年度（R3/3期）に比べてセントライ青果は有形固定資産回転率を 0.3 ポイント（11.7→12.0）、新浜中は修正ROAを 13.05 ポイント（0.48%→13.53%）、新浜ベジは修正ROAを 26.79 ポイント（▲3.12%→23.67%）とそれぞれ向上させることを目標とする。

## ③財務内容の健全性の向上に関する目標

財務内容の健全性に関しては、令和6年度（R7/3期）において、セントライ青果、新浜中及び新浜ベジいずれも、有利子負債はキャッシュフローの 10 倍以内、経常収支比率は 100%を上回る予定である。

## 4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

### (1) 事業再編に係る事業の内容

#### ①計画の対象となる事業

生鮮食料品卸売業、その他飲食料品製造業

#### ②実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容

（事業の構造の変更）

- ・セントライ青果は、株式会社浜中から会社分割された新浜中の株式を取得し、農産物流通の合理化により、浜松市中央卸売市場の活性化を図る。
- ・新浜中は、株式会社浜松ベジタブルから会社分割された新浜ベジの株式を取得する。
- ・新浜ベジは、浜松ベジタブル加工協同組合の事業用資産を取得し、セントラルフーズとのシナジー効果の発揮による原価低減及び販売チャネルの多様化により、経営改善に取り組む。

#### 株式取得・会社分割

（株式取得会社）

名称：セントライ青果 株式会社

住所：愛知県西春日井郡豊山町大字豊場八反107

代表者の氏名：代表取締役 石原美紀

（吸収分割会社）

名称：株式会社 浜中（分割後に社名変更予定）

住所：静岡県浜松市南区新貝町239-1

代表者の氏名：代表取締役 池田 規

資本金：60百万円

(株式被取得会社・承継会社)

名称：株式会社 浜中設立準備会社 (社名変更予定、新浜中)  
住所：静岡県浜松市南区新貝町239-1  
代表者の氏名：代表取締役 山下茂春  
資本金：30百万円

分割予定日：令和4年4月1日

株式取得予定日：令和4年4月1日

#### 株式取得・会社分割

(株式取得会社)

名称：株式会社 浜中設立準備会社 (社名変更予定、新浜中)  
住所：静岡県浜松市南区新貝町239-1  
代表者の氏名：代表取締役 山下茂春  
資本金：30万円

(吸収分割会社)

名称：株式会社 浜松ベジタブル (分割後に社名変更予定)  
住所：静岡県浜松市南区金折町1909  
代表者の氏名 代表取締役 池田 規  
資本金：50百万円

(株式被取得会社・承継会社)

名称：株式会社 浜松ベジタブル設立準備会社 (社名変更予定、新浜ベジ)  
住所：静岡県浜松市南区金折町1909  
代表者の氏名 代表取締役 牧野敏彦  
資本金：25百万円

分割予定日：令和4年4月1日

株式取得予定日：令和4年4月1日

#### 資産の譲渡

(取得会社)

名称：株式会社 浜松ベジタブル設立準備会社 (社名変更予定、新浜ベジ)  
住所：静岡県浜松市南区金折町1909  
代表者の氏名 代表取締役 牧野敏彦  
資本金：25百万円

(譲渡会社)

名称：浜松ベジタブル加工協同組合  
住所：浜松市南区金折町1764番地1  
代表者の氏名：代表理事 池田 規  
資本金：25百万円

譲渡予定日：：令和4年4月1日

(事業の方式の変更)

セントライ青果は、新浜中及び新浜ベジのグループ会社化により、東海地区におけるセントライ青果グループの物流体制が強化される。

新浜中は、過剰債務が解消されるとともに、セントライ青果の生産者や小売店・量販店等の情報、

物流・販売ノウハウが得られることで、農産物の集荷力・販売力の向上が見込まれる。

新浜ベジは、浜松ベジタブル加工協同組合の加工場を譲り受け、農産加工品の生産体制の強化・効率化、セントラルフーズとの協業によるシナジー効果の発揮を図る。

なお、当該事業再編計画による生産性の向上は当該事業分野における市場構造に照らしても十分に持続可能なものと見込まれる。

また、一般消費者及び他の事業者の利益を不当に害する恐れがあるものではない。

(2) 事業再編を行う場所の住所

・新浜中

静岡県浜松市南区新貝町 239－1

・新浜松ベジタブル

静岡県浜松市南区金折町 1909

(3) 関係事業差又は外国関係法人に関する事項

該当なし

(4) 事業再編を実施するための措置の内容

別表のとおり

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：令和4年4月1日～終了時期：令和7年3月31日

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

事業再編に伴い出向又は解雇される従業員はいない。

7. 事業再編に係る競争に関する事項

該当なし

別表 事業再編の措置の内容

| 措置事項              | 実施する措置の内容<br>及びその実施する時期  | 期待する支援措置   |
|-------------------|--|--|
| 法第2条第5項<br>第1号の要件 |  |  |
| 分割                | <p>(吸収分割会社)</p> <p>名称 : 株式会社 浜中 (社名変更予定)</p> <p>住所 : 浜松市南区新貝町 239-1</p> <p>代表者: 代表取締役 池田 規</p> <p>資本金: 60 百万円</p> <p>(吸収分割承継会社)</p> <p>名称 : 株式会社 浜中設立準備会社 (社名変更予定、<br/>新浜中)</p> <p>住所 : 浜松市南区新貝町 239-1</p> <p>代表者: 代表取締役 山下茂春</p> <p>資本金: 30 百万円</p> <p>分割期日: 令和4年4月1日</p> |  |
|                   | <p>(吸収分割会社)</p> <p>名称 : 株式会社 浜松ベジタブル (社名変更予定)</p> <p>住所 : 浜松市南区金折町 1909</p> <p>代表者: 池田 規</p> <p>資本金: 50 百万円</p> <p>(吸収分割承継会社)</p> <p>名称 : 株式会社 浜松ベジタブル設立準備会社 (社名<br/>変更予定、新浜ベジ)</p> <p>住所 : 浜松市南区金折町 1909</p> <p>代表者: 牧野敏彦</p> <p>資本金: 25 百万円</p> <p>分割期日: 令和4年4月1日</p>    | <p>租税特別措置法第<br/>80 条第 4 項第 6<br/>号 (分割に伴う不<br/>動産の所有権の移<br/>転登記等の税率の<br/>軽減)</p> |
| 規則第1条第1項の要件       |  |  |
| 三 資産の譲渡又は<br>譲受け  | <p>(取得会社)</p> <p>名称 : 株式会社 浜松ベジタブル設立準備会社 (社名<br/>変更予定、新浜ベジ)</p>  | <p>法第 25 条第 1 項<br/>(株式会社日本政<br/>策金融公庫による</p>                                    |

|   |   |  |
|---|---|--|
|   | <p>住所：浜松市南区金折町 1909<br/> 代表者：牧野敏彦<br/> 資本金：25 百万円</p> <p>(譲渡会社)<br/> 名称：浜松ベジタブル加工協同組合<br/> 住所：浜松市南区金折町 1764 番地の 1<br/> 代表者：代表理事 池田規<br/> 資本金：25 百万円</p> <p>取得する資産：浜松ベジタブル加工協同組合の<br/> 事業用資産<br/> 資産取得期日：令和 4 年 4 月 1 日<br/> 金額：90,700 千円</p>  | <p>低利・長期の資金<br/> の貸付け)</p>   |
| <p>五 他の会社の株式<br/> 又は持分の取得<br/> (当該取得により<br/> 当該他の会社が関<br/> 係事業者となる場<br/> 合に限る。)</p> | <p>(株式取得会社)<br/> 名称：セントライ青果 株式会社<br/> 住所：愛知県西春日井郡豊山町大字豊場八反 107<br/> 代表者：代表取締役 石原美紀<br/> 資本金：100 百万円</p> <p>(株式被取得会社)<br/> 名称：株式会社 浜中設立準備会社 (社名変更予定。<br/> 新浜中)<br/> 住所：浜松市南区新貝町 239-1<br/> 代表者：代表取締役 山下茂春<br/> 資本金：30 百万円</p> <p>取得する株式：新浜中の全株式<br/> 派遣する役員の数：2 名<br/> 株式取得期日：令和 4 年 4 月 1 日</p> | <p>法第 25 条第 1 項<br/> (株式会社日本政<br/> 策金融公庫による<br/> 低利・長期の資金<br/> の貸付け)</p> |
|   | <p>(株式取得会社)<br/> 名称：株式会社 浜中設立準備会社 (社名変更予定、<br/> 新浜中)<br/> 住所：浜松市南区新貝町 239-1<br/> 代表者：代表取締役 山下茂春<br/> 資本金：30 百万円</p>   | <p>法第 25 条第 1 項<br/> (株式会社日本政<br/> 策金融公庫による<br/> 低利・長期の資金<br/> の貸付け)</p> |

|                                 |  |  |  |
|---------------------------------|--|--|--|
|                                 |  | <p>(株式被取得会社)</p> <p>名称 : 株式会社 浜松ベジタブル準備会社 (社名変更<br/>予定、新浜ベジ)</p> <p>住所 : 浜松市南区金折町 1909</p> <p>代表者 : 代表取締役 牧野敏彦</p> <p>資本金 : 25 百万円</p> <p>取得する株式 : 新浜ベジの全株式</p> <p>派遣する役員の数 : セントライ青果から 1 名</p> <p>株式取得期日 : 令和 4 年 4 月 1 日</p>   |  |
| <p>法第 2 条第 5 項第 2 号の<br/>要件</p> |  |  |  |
|                                 | <p>農業資材又は農<br/>産物に係る新たな生<br/>産若しくは販売の方<br/>式の導入又は設備等<br/>その他の経営資源の<br/>高度な利用による農<br/>業資材又は農産物の<br/>生産又は販売の効率<br/>化</p> | <p>(セントライ青果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新浜中、新浜ベジのグループ会社化により東海地区におけるセントライ青果グループの物流体制を強化。<br/>(新浜中)</li> <li>・セントライ青果の持つ物流・販売ノウハウの獲得による集荷力・販売力の向上。</li> <li>・消費地向け情報発信等による東海地区の有力量販店への卸売拡大。<br/>(新浜ベジ)</li> <li>・セントラルフーズとの共同仕入、分業体制の構築による製造原価及び一般管理費の低減。</li> <li>・セントラルフーズとの人員交流を通じてノウハウを共有。加工業務の専門人材育成等による人事生産性の向上。</li> <li>・セントラルフーズとの新商品の共同開発、セントライ青果グループの販路紹介による業務用の青果物卸売やカット野菜の販売増加。</li> </ul> |  |